

令和7年度公立鳥取環境大学における研究活動上の不正行為防止計画

公立鳥取環境大学

公立鳥取環境大学（以下、「本学」という。）において、データのねつ造や改ざん、論文の盗用等に代表される研究活動における不正行為を防止するため、「公立鳥取環境大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」第6条第2項の規定に基づき、不正行為防止計画を策定する。本学は、不正行為防止計画に則った研究活動における不正行為防止に資する各種具体的な対策を実施することで、研究活動の一層の充実・発展に努めることとする。

1. 不正行為の発生要因の把握

本学では、研究活動における不正行為に対して、文部科学省が発出した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日改正）」を踏まえ、不正行為防止対策委員会が中心となり、不正行為の発生要因を把握する体制を構築する。

2. 研究活動における不正行為防止に資する対策

不正行為防止計画に則って、上記1で把握した研究活動における不正行為の発生要因への対策を講じるにあたっては、不正行為防止対策委員会が中心となって研究者等の意見を踏まえた上で行う。

【不正行為防止に資する具体的な政策】

(1) 研究倫理教育の実施

本学において研究活動に従事する全ての研究者等に対して研究倫理教育を行う。研究倫理教育は研究倫理教育責任者により定期的実施し、統括研究倫理責任者への報告を行う。統括研究倫理責任者は、受講状況及び理解度により適切な指導を行う。

(2) 研究活動に係る資料の保管

本学において研究活動に従事する全ての研究者等に対して「公立鳥取環境大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に基づき、実験・観察ノート等の記録媒体又はその他の研究記録や関係書類一式等の研究データを一定期間保存し、必要な場合に開示することを義務付けるとともに、適切な保管管理を行うよう指導する。

(3) 啓蒙リーフレットの作成・配付

本学において研究活動に従事する全ての研究者等、また研究活動に直接かわらない職員や学生についても、意識啓発のためのリーフレットを作成し、配付する。

3. 不正行為防止計画の見直し

今回策定した不正行為防止計画は、最高管理責任者及び不正行為防止対策委員会が定期的に点検・評価し、より効果的な研究活動における不正行為防止活動の実施に向け見直しを行う。